

ほっかいどう防災教育協働ネットワーク設立に関する趣意書

東日本大震災の教訓を踏まえ、災害対策基本法（H24.6改正）において、防災意識の向上を図るため、住民の責務として、災害教訓を伝承することが明記されるとともに、国・地方公共団体、民間事業者も含めた各防災機関において防災教育を行うことを努力義務化する旨が規定されました。

北海道に暮らすわたしたちは、豊かな自然がもたらす恩恵と災害の二面性を理解する必要があります。また、地震や津波、噴火、気象災害など、これまで経験したさまざまな災害における経験や教訓を次の世代に着実に伝え、将来起こりうる災害に備えていくことが大切です。

幅広い各層に防災教育が浸透し、自助・共助・公助の連携する社会をめざしていくには、関係機関とともに、情報や知恵を結集し、日頃から連携協働を広め強めていくことにより、災害に強い地域社会をめざす防災教育の大きな潮流をつくっていくこと、また、次の世代の命を守るために、培われた豊富な経験や知恵を確実に伝え、一人ひとりが災害に正しく向き合い行動できるように、継続的に防災教育に取り組んでいくことが求められます。

このため、北海道は、道民各層が幅広く防災教育に関わっていくため、市町村等における防災教育推進の取組を支援する様々な取組を進めるとともに、防災教育を進める様々な関係者によるネットワークによる推進体制づくりに取り組むため、「北海道における防災教育推進の方向性」を取りまとめました。

この方向性に基づき、防災教育を推進する個人・企業及び関係団体、行政機関、大学・研究機関、ボランティア・NPO等の方々が、有機的に連携・協働する組織として、「ほっかいどう防災教育協働ネットワーク」を設立し、それぞれの役割を果たしながら、将来像として「道民みんなで取り組む災害に強い北海道」の実現を目指すことといたしました。

つきましては、このネットワークの趣旨にご理解・ご賛同をいただくとともに、その運営にあたって必要な事項を検討していく場として設置する「ほっかいどう防災教育協働ネットワーク連絡会議」にご参画いただきたく、お願い申し上げます。

平成26年6月12日

北海道総務部危機管理監 加藤 聡